

9 乗降場

《基本的考え方》

- ・乗降場では、高齢者や障害者等の転落防止に配慮して、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロック、その他の転落防止策を講じる。
- ・乗降場内の各種設備は、視覚障害者等の通行の妨げにならないように配置する。
- ・乗降場と車両の床面の段差が生じないように配慮する。

【1】鉄道の駅のプラットホーム

表面	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	リ 乗降場 (1)(一)
横断勾配	(2) 排水のための横断勾配は、1%を標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。	リ 乗降場 (1)(二)
隙間	(3) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。	リ 乗降場 (1)(三)
床面	(4) プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らであること。	リ 乗降場 (1)(四)
車椅子使用者が円滑に乗降できる設備	(5) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合においては、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	リ 乗降場 (1)(五)
停止位置の表示	(6) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。	リ 乗降場 (1)(六)
転落防止設備	(7) ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第二条第四号に規定する内方線付き点状ブロックをいう。別表第二において同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。	リ 乗降場 (1)(七)
	(8) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれのない場合においては、この限りでない。	リ 乗降場 (1)(八)
警告設備	(9) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。	リ 乗降場 (1)(九)
照明	(10) 照明設備を設けること。	リ 乗降場 (1)(十)

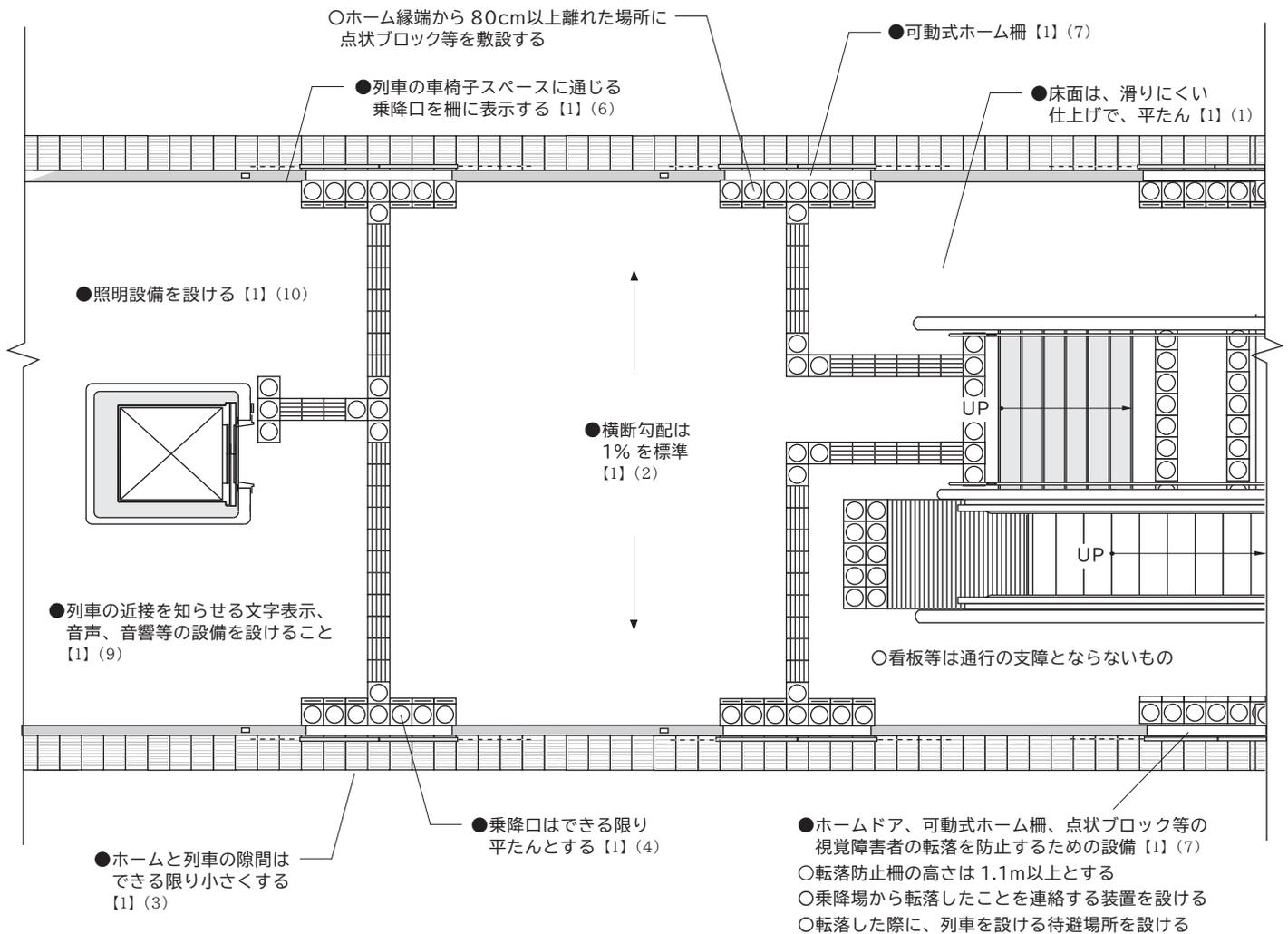
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 壁面や柱などに取り付ける看板等は、通行の支障とならないようにする。
- 【横断勾配】プラットホームに横断勾配を必要以上に設けると、車椅子使用者やベビーカーが転落する。そのため、排水のための勾配が必要な場合は、1%を標準とする。
- 【車椅子使用者対応】車椅子使用者の動線を円滑にするため渡し板等を備える。渡し板の幅は、車椅子が安全に乗降するために十分なものとする。
- 【視覚障害者対応】ホーム縁端から80cm以上離れた場所に内方線付き点状ブロック等を連続して敷設する。
- 【転落防止設備】乗降場から転落したことを緊急に連絡するための装置を設ける。
- 【転落防止設備】乗降場から転落した際に、列車を避ける待避場所を設ける。
- 【転落防止設備】転落防止用の柵の高さは、1.1m以上とする。

【2】鉄道の駅以外の乗降場

	上記【1】に定める基準を準用すること。	リ 乗降場（2）
--	---------------------	----------

《ホーム柵のある乗降場の整備例》



《列車の接近を文字により警告する設備》



《可動式ホーム柵》

